



明けまして

おめでとうございます



四賀地区地域づくり協議会にご協力頂きありがとうございます。

今年もさらに地域活性化を進めていきますので、どうぞ宜しくお願いします！



四賀に移住希望者の注目集まる！ 移住者による活動も注目される！

四賀の空き家対策・移住促進活動「四賀きま移住相談室」の活動は、長野県や松本市にも注目・支援されており、すでに大勢の方が四賀に移住しています。

新聞などのメディアでも、四賀の移住者による活動は注目を集めています。

空き家購入 成約済み 17件 / 契約手続き中 4件

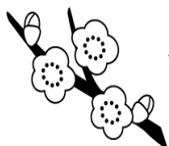
すぐ住める状態の良い家なら1千万円以上でも売れます。

古くてリフォームが必要でも需要はあります。

トイレが汲み取りでも大丈夫です。

大切な家を、大切に使ってくれる人へ引き継ぎませんか？

価格 1,180万円
~150万円



<四賀への移住者が増えてます！>

移住済み 12世帯 | 2地域居住 4世帯 | 移住準備中 3世帯

今後リフォーム後の移住の予定や2地域居住の方を含めると・・・

なんと！29名が四賀に移住しています。



2024年4月施行

保存版



空き家の法律が変わります！！

昨年もお伝えした通り、2024年4月から空き家の法律が変わります。

「3年以内の相続登記が義務化」され、違反すると「10万円以内の過料」を科せられます。これには「現在すでに相続登記を行わないままになっている（＝名義を変えていない）空き家」も対象です。また、放置したまま家が荒れ果ててしまった場合は「特定空き家」とみなされて、固定資産税が6倍に上がる可能性があります。行政代執行処分で請求される費用は高額です。相続登記は、先延ばしにして時間が経つほど相続人が増えたり、連絡が取れなくなったりする可能性があります。署名捺印が必要な法定相続人が認知症になったり、連絡が取れない状態になってしまった場合、相続登記の手続きにかなりの時間と費用が必要です。早めの手続きがおすすめです。

もしご家族で話し合っ「もう誰も住む予定がないし、このまま手入れして持ち続けるのも大変だから、もう手放してもいいんじゃないか」という事であれば、売却と合わせて司法書士に手続きしてもらおう事も可能です。お気軽にご相談下さい。

- ・手放すつもりがなくても、名義変更しなければ10万円以下の過料
- ・手放さず空き家を壊すのであれば、松本市から50万円まで補助がある
- ・直せば住める家が建っていれば買い手がつきやすく、新しい住民が地域に加わる

売ってもいい・貸してもいい「空き家」お知らせ下さい！



空き家バンク登録のお申し込み・お問い合わせは・・・↓↓↓

四賀地区地域づくり協議会 TEL: 0263-64-3111

もしくは四賀支所窓口までお気軽にどうぞ♪



協議会だよりは、ハレホレ四賀のしが便りページからもご覧いただけます
次号は2月1日発行です。どうぞお楽しみに！

